

議 事 日 程 (第1号)

平成21年6月22日(月曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告
日程第4 平成20年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 議員派遣の件
日程第6 一般質問
日程第7 議案第49号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第5号)
日程第8 議案第50号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について
日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高
総務課長	楯光一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江宏
診療所事務局長	安江裕尚	農務係長	今井英樹
監査委員	安江正彦		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局書記	河田孝
---------	-----

開会及び開議の宣告

議長（安江 浩君）

ただいまから平成21年第 2 回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（安江 浩君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3 番 今井保都君、4 番 安倍徹君を指名します。

会期の決定について

議長（安江 浩君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 5 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 26 日までの 5 日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

議長（安江 浩君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成21年 6 月 22 日、東白川村議会議長 安江浩様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成21年 2 月分、3 月分及び 4 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1 . 検査の対象 平成21年 2 月分、3 月分及び 4 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2 . 検査の時期 平成21年 3 月 26 日、平成21年 4 月 23 日及び平成21年 5 月 28 日。

3. 検査の結果 平成21年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

議長（安江 浩君）

監査委員の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

平成20年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（安江 浩君）

日程第4、平成20年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江清高君。

会計管理者（安江清高君）

平成21年6月22日、東白川村議会議長 安江浩様、東白川村長。

平成20年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成20年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成20年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計ですが、2款1項総務管理費、定額給付金給付事業、金額が4,976万7,000円、翌年度の繰越額が687万3,000円というふうに見ていただきまして、次のページの最後になりますが、10款教育費、3項中学校費、中学校屋内運動場改修事業まで16件、合計しまして金額が5億433万9,000円、そのうち4億5,015万2,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

次に、特別会計ですけれども、簡易水道特別会計が1件で、金額が887万5,000円、翌年度繰越額も887万5,000円です。平成21年6月22日提出、東白川村長。以上です。

議長（安江 浩君）

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成20年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

議員派遣の件

議長（安江 浩君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣の件について報告いたします。

議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。

少年の主張大会・芸術鑑賞会、教育振興に資する、はなのき会館、成21年7月2日。

二つ目に、FeelGreen2009、地域の活性化に資する、中川原公園、平成21年8月14日でございます。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する分につきましては、手元に印刷してある分を御参照いただきたいと思います。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

議長（安江 浩君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

それでは、これからの東白川村産業振興、地域ICT利活用モデル構築事業について質問をいたします。

まず最初に、手元にお配りをしております2枚のグラフをごらんいただきたいと思います。

まず1枚目の方なのですが、東白川村の総生産額というのは、グラフのように2000年対比で22億円、平成12年でございますが22億減少をしております。これは総生産額で見ますと、県内42の市町村があるわけなのですが、42位ということで最下位でございます。

それから、村民1人当たりの所得でございますけれども、このプリントには平成17年度の数値が載っております。218万1,000円でございますが、19年度におきましてはさらに減りまして204万3,000円となっております。これは所得でございますけれども、これはいわゆる岐阜部品の所得金額も入っておりますので金額が大きくなってはおりますが、この表というのは東白川村の経済水準を示しております。個人のことではなくて、経済水準はこんなものだよということでございまして、残念ながら県下でワーストワンということになるようでございます。

それから、村の従業員者数でございます。これは総務省の統計調査しかちょっととれませんでしたので、この企業統計調査によりますと、平成13年度、2001年から2006年までの間に従業員者数が134名も減っております。これは多分、年齢が来て退職された方の補充をされていない部分もかなりは入っているのではないかと考えております。

それから、たびたび私がやっておりますけれども、人口のことで2枚目をちょっとごらんください。

東白川村の将来人口の推計が、いろんなデータが出ております中の一つでございますが、これは岐阜県の統計資料からとったものでございます。真ん中の折れ線グラフで示すように25年先、2035年には85歳以上がどんどんふえまして、20歳から64歳の働ける層、それから青年の層が減っております。65歳から84歳も人口減による減少が見られるわけでございます。下の人口ピラミッドでございますが、2010年、来年度の予測でございますが、こんな形でまあまあでございますけれども、10年後の2020年にはこんなやせ細った形になって、傘みたいになってしまいます。丸いグリーンの点線のところは、いわゆる少子化にかかわる部門でございまして、青年層が少なくなって少子化がさらに進んでくるのではないかなあと。それから、上の赤い点線でございますが、ここのところは高齢者の比率が非常に高くなってきてしまうということでございまして、これは40%を高齢者比率が超した数字になっております。

以上、東白川村の現状がこんなふうにはうっておけばなってしまうよということでございますが、これから村はどうなってしまうのかという心配をされる村民の皆さんがたくさんおられるようにな

ってまいりました。人口減少に歯どめをかけ、若者を定着させるための工場誘致を図れとの意見も皆さんから聞かれるのですが、物づくりで成り立っている日本の企業の大半が安い労働力を求め、海外へ生産拠点をシフトしている状況から、工場誘致の道も少ないのが現状であります。

村長は、林業と村の産業で大きなウエイトを占める建設業の活性化対策のために、昨年総務省の政策から地域ICT利活用モデル構築事業に名乗りを上げて採択を受け、村が主導で11事業者がメンバーとなり取り組んでおられ、ネット上に公開できるところまで来ているようです。

このICTモデル計画というのは、建築業の業者がたくさん見えるんですが、仕事が手いっぱいございまして、なかなか営業をしたり、それから宣伝をしたりする力が弱いので、これをインターネット上に公開をしまして、ネット上で注文をとるという仕事でございます。これは、ネット上に公開するためのいわゆるCD1枚におろすだけの仕事でございますが、難しい名前がついておりますがそのことでございます。

この仕事と同時に、国は6月4日でしたか、長期優良住宅の普及の促進に関する法律というのが施行されました。これは、今までエコに関する問題でございまして、35年と言われました住宅を200年ぐらいもたせることによって廃棄物を少なくする。そして、壊したりつくりかえたりするのを長くすることによって、エコ対策を図るといものだそうでございます。これは税制面とか、金融面とか、優遇措置がたくさんついておりまして、つくる方にとっては大変有利な法律でございます。当然、大手の建築業者もこのことに目をつけておりまして、せんだって、この6月4日施行された日には、ある新聞に4ページに渡りまして、大きな広告を載せてアピールをしておられました。

村長は、どうしてもこの村の産業を発展させるという意味で、このことに取り組まれているわけございまして、大変これは重要なことであり、結構なことだと私も思っております。

そこで、現在どの程度までこの事業が進み完成しているかを1点目に伺います。

次に、ネット上に公開をしてパソコンで全国に流れたとしますと、注文が入ってくるわけでございます。かつて、じゃらん村長が応募されましたときに、東白川のある業種におきましては、大変お客様がふえております。ネットの力、メディアの力は非常に大きいものがありますので、予想を超えた反響が来るかもしれません。その場合に、この200年住宅という問題も重なりまして、注文が殺到した場合にどう対処していくかについては、いまだ計画がはっきりしておりません。特にこの200年住宅には申請が必要でございまして、申請書が非常に難しいものでございます。内容はあらかじめ読んだだけで詳しくはわかりませんが、村内の業者さんではちょっと難しいのではないかなと思うくらい書類が大変でございまして、それもクリアをしなければならぬ一つの仕事だと思います。

かつて岐阜部品を誘致したときに、当時の村政は(株)東白川を立ち上げまして、約1億円余の費用を投入いたしまして誘致をいたしました。したがって、あれがそのまま工場をつくり、土地を用意し、工場をつくって誘致したわけでございますが、それが現在東白川の財政に大変寄与していません。

そういうことから考えまして、この仕事も今一番大事な仕事ではないかと私は思っております。

その意味で、運用をどうしていくかの部分について、(株)東白川を立ち上げて対処した手法も検討をして、対処していく必要があるのではないかと考えます。

この問題につきまして、今度どのように村長は取り組まれるのか、お伺いをいたします。

以上、2点を質問いたします。

議長(安江 浩君)

村長 安江眞一君。

村長(安江眞一君)

安倍徹議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、人口が減るということは非常に寂しいことでありますし、また生産額も随分と減ってきたと、高齢者が多くなったということは年金生活者が多くなったということだろうと思いますが、これはそのまま放置するわけにはまいりませんし、日本の人口そのものが多少は減っておりますので、それもやむを得ないといえやむを得ないわけですが、我々は3,000人を切っておりまして、何とか3,000人を維持していきたいと。特徴ある村にしなくてはならないわけでございますが、なかなか現状、この非常に厳しい世の中では難しいということがございます。

議員御指摘の、ただいま総務省のモデル事業でやっておりますこの事業も、昨年、ことしと2年間の事業でございますが、当然2年間で総務省の方へは報告をするわけですが、それで終わりというわけにはまいりませんので、我々はモデル事業でございますので、これは総務省へ報告すればだれがやってもいいということですが、まず一番初めに我々がやるべきであると思っております、委員会も立ち上げまして、都市の方に住んで見える方々、そしてまた設計者等お集まり願って、いろんなお知恵を拝借しているわけでございます。この事業をどうするかということは、議員御指摘のとおり、我々はどんな場面で、注文が殺到する、そして右往左往するというようなことになれば大成功であります、何とか少しでも注文があるように、そしてまた2年間だけが村の仕事で後はだれかやりなさいというわけにはまいりません。村はどこまでも責任を持ってやっております。当然、(株)東白川のような会社を立ち上げなくてはならない場面が来れば、喜んで立ち上げてまいりたいと思います。

我々、この小さな村に高齢者を中心として住んでいるわけでございます。先日、村も職員をもう5年間も採用しておりません。定年になった方がやめるとそれだけ減っていくと。どうしても忙しいところはパートをお願いするというような形になっておりますので、若い方を2名ほど来年度は採用したい。何とか若い人に入っていただきたいということで募集をいたしました。村内から女性の方1人、村外から女性の方1人、2名の応募がありましたが、村外の方は取り下げになる予定でございます、2名募集して1名しかないと。お若い方に住んでいただきたいと思う我々の考えと、村に住みたいと思う若い人の考え方が違うんじゃないかなあということを多少感じるころがございます。我々の責任として、若い人に喜んで、こんな募集をすれば殺到するような村にしなくてはいけないということはだれもが思うところでございます。

そんなわけでこの募集につきましては、もう少し年齢幅、それから学歴等を広くいたしまして、

2次募集をしてから試験をいたしまして、何とか2名の採用に、来年の春でございますが、こぎつきたいと思っております。少しでも若い方に入っていていただいて活気づけをしていきたい。その一つとして、議員、今御質問のこのICT事業を一生懸命今やっているわけで、もうパソコンで見えるようになっておりますが、まだ皆さんのところへ御披露するところまでは行っておりませんが、もうすぐ完成をして、瞬時に建築費用がはじき出せるようなサイトができ上がるものと思っております。予算等数字、それから時期については係の方から進捗状況を御説明いたしますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（安江 浩君）

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

それでは、細かい部分について私の方から簡単に説明をさせていただきます。

この事業では、一つ目に、インターネット上で建築希望者らにみずからモデル絵を描いていただき、国産材で建築した場合の建築費をリアルタイムで表示するサイトを完成するというものでございます。

それから二つ目に、建築ユーザーが設計コンボを開いて設計者を選べるようにする。

三つ目が、建築ユーザーが現場に行かなくても状況を把握できるようにするための建築の工程をインターネット上で管理するといったユーザーの立場で建築の受注などの仕組みを変えるということを目的としております。

事業の経過としましては、平成19年12月に勉強会をスタートさせまして、平成20年5月の総務省のモデル事業に応募、同年6月に採択を受けております。その後、平成20年7月第2回議会定例会に補正予算を計上しまして準備を進めてまいりました。

平成20年度の事業は2,853万円余でございます。自由に間取りを描くことができる機能、それから描いた間取りの住宅を建築した場合の事業費をリアルタイムに表示するというものを開発しまして、ウェブサイト上に公開するとともに、会員登録機能を構築いたしております。

21年度につきましては、国の方は補正予算と21年度当初ということですので、2本立てになっておりますけれども、今までのものを機能を生かしてより多くの情報を発信するというようなことで進めたいと思っております。

村長から話がありましたように、協議会を20年に立ち上げまして、コンサルティングの経営の方、それから村出身の企業家、村の建築関係者、木材関連関係者、それから行政を合わせて17名で構成をしております。また、オブザーバーとしまして、ICT関連の企業の関係者3名を加えております。平成20年度には4回の協議会を開催しました。それから21年度は今月末でございますけれどもそこからスタートをして、年7回の協議会を予定しております。いずれにしても複雑な面がたくさんございますので、今後はCATVにて担当の者から詳しく村民の皆さんにお知らせしていくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（安江 浩君）

再質問。

〔 4 番議員挙手 〕

4 番 安倍徹君。

4 番（安倍 徹君）

それでは、再質問をいたします。

村長御答弁にありましたように、会社を立ち上げてでもやっていくという前向きな御答弁をいただきました。問題は、書類だけでなく、予算をどれだけ投入して、どういう形にするかということだろうと思いますが、木造住宅を東白川村が推進をしております、年間に木が成長する量なんです、3万立方余自然で成長しているわけです。それで市場で売れる分が1万3,000立方から5,000立方、半分以上は確実に財産がふえていて、木が太くなるわけで、さらに、今施業が大変東白川村集中してしまっていて、山が大変きれいになっています。そういう意味でさらに下回るんじゃないかなと思っております。森林関係からはこの木材をどうやって利用していくかということが緊急な課題になるであろうと思います。

そこで、多分会社を新しくつくって運営をしていかなければいけないと思います。というのは、今20名の委員さんが見えるわけですが、業者さんは11名でございまして、今携わっておられるのは、この業者さんを見てみますと、いわゆる事務員さんを抱えて営業マンを持っておられる会社は1社のみでございまして。したがって、あとの10社余りは社長さんと大工さんという形でございまして、ネットで注文が入ったときには、もう完全に対応ができないですね。したがって、走り回る、あるいは設計者と打ち合わせをし、ユーザーの皆さんとどういう家をつくるかをとってくる仕事は、どうしても新しく会社を立ち上げていかなければならない。若い労働力も必要だと思います。そこで、国土交通省では地域木造住宅市場活性化推進事業というのを取り上げておられます。予算もついておりまして、今年度予算は6億ついておりますし、21年度予算額は5億8,000万の中でうたわれていることは、地域の住宅関連産業活性化における課題ということで、これは木造住宅に限ったものでございまして、今の課題は零細な事業体が多いということ、事業量が安定していない、消費者ニーズへの対応力が弱い、新たな技術への対応力が弱い、広報宣伝力が弱いという五つが問題点として提起され、全部これは東白川が当てはまるんですが、業者間の連携による解決を図るということで、事業量の安定、消費者ニーズへの対応強化、新たな技術への対応、広報宣伝力の強化を目的にしております。したがって、補助対象がありまして、供給体制の整備や、これは事業主体は2業者以上集まれということでございますので、これはクリアするわけですね、東白川は11業者集まっていますので。木造住宅の供給体制の整備とか、合理化、維持管理、それから担い手の育成というもの、それから木造住宅の企画開発・技術開発というような5点について補助対象になっているようでございます。内容についてはちょっと不勉強でございますが、事務局でまた勉強していただきたいと思いますが、新しい法律もできておりますので、中央とあるいは県と連絡を取り合いながら、取り入れるべきお金はいただいて、強力に進めていただくことが1点。

それから、今は総務課主体で行っておられますが、各課にわたって進めるという御答弁を先日の

質問のときにいただいておりますので、このことはかつて農業が衰退をしまして、岐阜部品を誘致したときぐらいのエネルギーと努力でもってこのことに当たっていかないと、先ほどの当初に説明しましたようなグラフになってしまうわけございまして、村長の話じゃございませんが、就職者が来ると思っただらぬということ、働く場が将来にどうしても発展性に疑問があるということだろうと思います。したがって、個々で努力を惜しまないような方策をとっていただきたいと思っております。御意見をお伺いいたします。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

ただいまの質問のお答えでございますが、議員はほとんどおわかりでございますので、6月4日に長期優良住宅普及促進法ができたということは、我々にとってもこれは追い風であると思っておりますし、ただいまの11名の木造建築共同組合の皆さんが中心になってお話し合いをこの件についてもしていただいておりますが、これだけではなくて、まだまだ大工さん、左官屋さん、板金屋さんにはたくさん村内にはおられますので、皆さんにもこの話は当然しながら、御相談申し上げ、村一丸となって木材を売っていくと。議員御指摘のように、木材はどんどんどんどんと日々育っているわけございまして、良質材をつくるために森林組合は日夜努力をしておってくれますし、また森林関係の予算についても東白川は特別一生懸命やっている森林組合がございまして、手をかけておっていただけますので、この木を何とかして使っていくのが我が村の活性化であると思っておりますので、当然、もちろん総務課だけでやれる仕事でもございませぬし、一丸となってやらなくてはいけないと思っております。特にまちの設計士さんを入れておるといことは、30代、40代の若者が今主力になって家をつくる時代でございますので、その人たちが木造住宅でありながら格好いいデザインの家が出来る。そして、200年住宅であれば、補助金もいただき、また税制でも非常に優遇されるというシステムでございますので、ただ木造というのは今までのイメージとして、木造は入母屋の立派なでかい家と、非常に単価も高いというイメージを崩して、木造住宅の200年もつ格好いい住宅ができるよという印象をいかにして与えていくか。それが我が村のねらいであります。現在はまだ役場の総務課の職員が先日、今度第1号で建てていただく方は名古屋でございまして行って来ましたし、1晩泊まってついでに千葉からのオファーがあって行って参りました。このように、当然今11業者の方に、じゃああんたちょっと地方まで行ってきてくださいなんていうわけにはまいりませんので、村の方でどこまでどのような努力をしていくか、これが境目であろうと思っておりますので。この村は木の村であり、農林業の村であるということに自覚しながら、私がいつも言っておりますように、東白川にある物を探して売っていく所存でございまして、またいろんな面で御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長（安江 浩君）

再々質問。

〔4番議員挙手〕

4番（安倍 徹君）

村の総務課からいただいた資料の中で、主目的として、過去を克服して持続可能な地域をつくり上げることというこういう冊子を先日いただきました。商工会のいろんな知識を利用して、人材もこれは新しく入れないと多分できないだろうと思います。村外からの人材も呼び込みながら、あるいは今現在勉強しておられる若者も入っていただけるような新会社を立ち上げるというような方向で、議会も村もこれから検討していかねばならないと思います。このことは緊急を要する課題でございます、何年もかかってやるわけにはいきませんので、もうネット上に来年度というか、ことしの暮れには乗りますので、それに対応していかねばならない急を要する仕事であるということ。重要な仕事であるということをお互いに進めていかねばならないと思います。答弁は結構でございます。以上でございます。

議長（安江 浩君）

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

冒頭、村長も申されましたが、本日は商工会婦人部の皆様方、お忙しい中、議会の傍聴ということでおいでいただきましてありがとうございます。こういった機会をとらえて、ますます村政にも興味を持っていただきたいと思うとともに、来年度は任期満了による議員の選挙もございますので、その中からまたこちらへも出ていただくような方が見えると議会も変わってくるなあとというふうに考えておりますので、どうかよろしく願います。また、本日の御意見等、後日いただけるとありがたいなあとというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて今回は、先般4月28日にかつてない凍霜害をこうむった茶業に対し、今後、行政として何か対策を考えていかないと、今後、茶業の衰退や茶園の耕作放棄等による荒廃が進んでいくのではないかという思いから、質問やら提案をさせていただきたいと考えているところですが、それ以前に、まずはその折には、茶園の回復肥料として早急に硫安を配付していただき、ありがとうございました。確実に効果があったものと喜んでおります。また、今年度は新予算として、耕作放棄防止対策として10アール当たり1万円の補助金を出していただけるとのことで、重ねて感謝しているところですが、この件に関しましては、現況が茶園であっても地目が山林ということで、この補助が受けられない方が見えるという話も聞いておりますので、この件に対しましても早目に格別の対応をお願いしたいと思います。

それでは、本題に入りたいと思いますが、この4月28日にこうむりました凍霜害は、私自身も茶業に35年ほど従事していますが、これほどの被害を受けたのは初めてでございます。1茶の刈り取りができなかった茶園が20アールほどあり、驚いているところです。今月の10日に東白川製茶組合の1茶の操業が終了し、私も役員ということで結果を取りまとめているところですが、収量、売上金額ともに大幅ダウンですが、生葉収量につきましては、防霜施設のあったところは確実に効果があり、被害も最小で済んでいること。一部白川地域であるとか、この東白川地区でもありましたが、

去年より量が多かったという人もあります。さらに、ここ四、五年前の実績と比較しますと、生葉収量で一番茶につきましては11万キロから14万キロということですが、売上金額につきましては、1茶だけでは平成16年には9,700万円あったものが、本年度は5,780万円余、1茶、2茶を合計したものに付きましては、平成16年度は1億3,300万円強あったものが、昨年度は9,100万円強、本年度に至ってはさらに厳しい状況が予想されます。この現状を見ると、これから先の東白川村の茶業をいろいろな観点から考えてみると、行政が中心となって大幅な指導・整備を行い、安定した収量・収益が上げられる体制づくりが必要ではないかと思うのです。

そこで、いろいろな方策が考えられると思いますが、特にさまざまな人たちと話をしてみると、茶業で頑張っていきたいが現状では投資ができない。仮に、防霜ファン一つとってみても、明らかによいことはわかっているが、現時点では金をかけられないのが実情のようです。

そこで、これからは行政主導型にしていろいろな国や県の制度事業等をいち早く取り込めるよう、情報網を張りめぐらせておくことはもとより、村が主体となって農地銀行のようなものをつくり、安定して経営できる茶園を整備して、耕作希望者に貸し出すようなシステムを構築していったらどうでしょうか。最低10年くらいの契約でやっていけば、村としてもそんなに負担はかからないと思いますし、従事者につきましても、現茶業農家の後継ぎでなくても、定年退職された人たちもまだまだ元気な人が多いので、この人たちもターゲットに元入れをしていけば持続性もあるものと考えられますし、耕作放棄地の防止対策にもなると思いますが、いかがでしょうか。

また、茶価の下落に関しましては、全国的な消費減、供給過剰に端を発しており、本村だけではどうしようもない社会的な流れになっているのが実情ですが、地産地消を軸に生産者ももちろん努力しますが、行政としても各方面へ消費拡大を働きかけていただき、せめて東白川の茶業を守っていきたくて考えているところですが、いかがでしょうか。

以上、村当局の考え方を伺います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江利英議員の質問にお答えをいたします。

災害は忘れたころにやってまいります。かつてもこのような遅霜があった場合がありますが、最近ではちょいちょいと凍霜害はあったわけですが、ことしのようなひどいことはめったにないわけで、特に被害とともに、茶業農家の高齢化や茶価の低迷ということが非常にショックとなりまして、荒廃農地がふえるのではないかというふうに非常に心配をするわけで、早速景気づけに硫酸を配付したわけですが、これで解決する問題ではございませんので、議員御指摘のように、防霜施設のあるところとないところでは同じ被害でも後の回復が格段の差があるということは私も目の当たりにしておりますので、当然このような支援をする制度資金もございまして、またぜひこのようなものを今後やりたいよという方があったら、ぜひ村の方へ御相談をいただき、支援をさせていただきたいと思っております。特にことしから新政策で始めました農地を借りる方に補助金を出すという事

業でございますが、おかげさまで大変好評といたしますが、予定をオーバーいたしまして、また補正予算も議員の皆様方をお願いをすることになると思いますが、これがもし好評であるならば、年々もう少し金額を上乗せいたしまして、農地の集約、特にお年寄りになって、「もうお茶畑をとてばあさんと2人ではできんわ」という方の茶園をぜひ意欲ある方につくっていただいて、その方に農地を守っていただく補助金を少しずつふやしていったらいいかなあと、そして集約をしていただくということが防霜施設でも何でも意欲を持ってやれるということでございます。本当に2畝、3畝の畑に、防霜施設の補助金をやるからどうやと言いましても、なかなか腰を上げていただけのが実情でありますので、そういう意味でせっかく先輩から受け継いできた、ほとんどどこを見てもお茶ばかりでございますので、このお茶を捨てるわけにはまいりませんので、頑張っつくりたいと思っておりますが、なかなか後継者の問題がありますので、そこら辺の兼ね合いが、農業委員会とかいるんなところで皆さんのお話を聞くと、「何とかいいところをみんなで残していこまいか」というお話がありますので、そういうふうでひとつ支援をしていきたいと、こんなふうに思っておりますし、今の利英議員の御提案等、非常に当を得たものであると思っておりますので、今後また御指導をいただきたいと思っております。

それから、消費拡大ということですが、お茶はペットボトルで飲むやと思ってみえる方が多いんじゃないかと思うくらいペットボトルが売れておりますが、あれに使うお茶というのはわずかでございまして、本当に急須に入れて飲んでいただくお茶をふやそうというのは並大抵のことではないと思っておりますが、いずれにしても、この白川の味と香りというものは特徴があるわけでございますので、何とかいい方法でふやしていきたいと。新世紀工房の社長あたりも随分とその辺頭を悩ましておるようでございまして、彼も積極的に消費拡大には力を入れておってくれますので、今後ともその辺のところを中心にしながら、お茶を売っていかなくてはなりませんので、ことしから白川茶、これは東白川だけではありませんが、茶商会の方へも補助金を出して、何とか消費拡大をしていただきたいと。私もお茶関係の人間でございますので、何とかお茶の消費拡大をもくろんでいく所存でございますので、今後とも御指導をいただきたいと思っております。

なお、補助金の種類とか、資料も配付してあるかもしれませんが、係の方からちょっと説明を申し上げます。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、お手元の方に資料1というのがお配りしてあると思っておりますが、硫安の方につきましては4月28日の凍霜害におきまして、議員皆様の御理解をいただきまして、4月30日に専決をいたしました。それで、5月1日、2日の2日間で硫安を1,194袋配付させていただきました。ありがとうございました。

それから2番目に、防霜施設の助成制度でございますが、1番目が飛騨・美濃じまんの助成でございます。ここは県が3分の1ですけれども、ただこの面積要件が30アール以上ということござ

います。それから2番目が、強い農業づくり事業の補助金、これが国費が2分の1で、面積要件が5ヘクタール以上というようなことになっております。この1番目の飛騨・美濃の方につきましては、五加段の上茶園がこの助成で防霜ファンをつけております。ただ、いずれにしても面積要件がありますので、これではなかなかできないということになりますので、そこは村単の補助金でどうにかつけていくというような格好となりますけれども、村の農業振興補助金の方で、受益者負担を考えて村長が認める額というふうになっておりますので、そこら辺をこれから検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、この3番目につきましては、お茶の関係の今年度の予算、当初予算でございますが、参考までに載せておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安江 浩君）

再質問。

〔1番議員挙手〕

1番（安江利英君）

御答弁をいただきましたが、先ほども申し上げましたが、一番問題のところは投資をしたいけれども、お金をかけられないと、茶葉が低迷しておるからということでありますので、例えばこの防霜ファンを補助金で国が半分つけるということになっておりますので、県あたりにも働きかけて、どれだけかけさせると、残りの分につきましては村が負担して、それを10年くらいで返すような格好で、要するに一時的には農業者がそのときに金をつくらんでも10年で返していくようなシステムを構築できないかということをご提案させていただいたわけです。

とにかく先輩諸氏がつくられました50年余、たっているわけですがけれども、荒らすわけにはいかないと、村長が集約化ということを言われました。茶工場あたりでも、もし何かあれば1反歩、2反歩では道の肥になってしまいますので、例えば、つくれないという人があったら、先ほど言いましたように農地銀行のようなものを産業建設課あたりでつくって、要件を聞いておいて集めて、それをどうだというような、茶工場へ提示してもらおうとか、そういうシステムをつくったらどうかという提案をさせていただいているところですが、いかがでしょうか。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

大変いい案であると思えます。村の方へ、なかなかつくれないよという人がないわけではありませんが、そういう場所を村でも周旋をして、だれかどうですかということは言ってみるのですが、なかなか近くの人で、じゃあおれがやるわという名乗りを上げる人が少ないということでありますので、茶工場あたりですと、大勢の方、役員も見えて、全村的に見えるということもありますので、今後そういう声を集めまして御報告し、また委員会のようなものをつくっていくということも一つの方法かと思っておりますので、また検討をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（安江 浩君）

再々質問。

〔 1 番議員挙手 〕

1 番。

1 番（安江利英君）

先ほど言われましたリーフ茶の関係等につきましては、どうしても茶がすぐ出るということで、今若い衆が嫌ってあって、例えば笑い話のようですけども、お茶を出すというと、ペット茶を沸かして出すというような親さんがいるというようなこともあるそうです。やっぱり茶生産農家自体が手を抜いていた部分というのはたくさんあると思います。うちで子供たちにちゃんと急須に入れて飲ませるということをしてこなかった東白川じゅうの責任でもあるし、全国の茶生産農家全部の責任でもあると思いますが、そういったことをもう一回掘り起こして、しっかりと飲むようなシステムを構築するように、東白川では行政主体で、行政の方も応援してくださいよということをお願いしておきたいと思ひますし、最終的には茶工場、茶生産農家、茶畑をしっかりと維持していこうと思うと、昔は1次構、2次構、10年サイクルから畑総というようなパイロット事業がありまして、大きなもので面工事をやってきたわけですけども、現状を見たときに、やはり面工事をしっかりやって、機能がしっかりしないと経営ということにはなりませんので、そういったことができるように、全村、村といいますか、県といいますか、もっと大きなところで声を上げて、大きなパイロット事業を立ち上げてやるようなことを考えていかないとだめだなと思ひていますが、この件に関しての答弁は結構ですが、一生懸命守っていくように頑張っていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（安江 浩君）

3 番 今井保都君。

〔 3 番 今井保都君 一般質問 〕

3 番（今井保都君）

それでは、本日は商工会の婦人部の皆様方には議会傍聴、大変御苦労さまでございます。

私は、今後の中山間等直接支払い制度について質問をいたします。

中山間地域が今後も活性化していくには、新過疎法の制定の実現を求めながら、定住自立圏構想も視野に入れて、中山間等直接支払い制度の継続が必要かと存じます。県下23関係市町村が継続実現に向けて強く要望することが必要であると思ひます。

村では、東白川方式で10年間やってこられました。平成22年度以降も継続されることがある場合に備えてアンケート調査が実施されました。中山間地域の農業を維持することが国土を守る基盤だと思ひます。そのためには農家の努力と地域の協力が何より必要かと存じます。昔からある農村特有のきずなを大切に、今、原点に立ち返って農業振興を考える時期に来ているかと存じます。今後、この制度の継続の実現に向けての方策とどのような形式で発展させるおつもりか、お願ひいたします。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えを申し上げます。

御存じのように、中山間等直接支払い制度、これによりまして本村水田農業は10年間支えられて参りました。今では、本当にこのおかげで田植えができていないかと思っておりますし、また中山間の小さな村にとって過疎法というものがなければ、このような支援制度なくして生き残ることはできないと思っております。特に日本にとって、我々が地域の国土を守っていかなければ国が滅びるわけでございます。最近、政治が少し不安定となつてまいりまして、政権交代もうわさをされるところでございますが、どのような体制になろうと国益を考え、国土を守り、国民の幸せを願うのが政治であります。そういう意味では、山間部の国民を支援するのは当たり前であろうと思ひますが、いずれにしても中山間等直接支払い制度存続については、各市町村長とも連携して運動をしております。これは過疎法についても同様でございます。

また、このほかに平成21年度の1次補正において、地域活性化経済危機対策臨時交付金、このような事業が認められまして、この一部を財源にして、土地改良の補助金を受けて、農地、水では少し大きすぎる工事を各工区一つずつくらい、用水路、排水路、農道整備を行い、中山間の補助金と合わせて東白川村の農地を守っていきたくて思っております。

この1次補正の交付金事業については、先ほど冒頭のあいさつで申し上げましたように、7月に細部を臨時議会において皆様方に御説明し、審議をお願いしたいと思っております。農地だけではなく、この事業においては、農道その他いろんな事業もございまして、これはまた臨時議会をお願いすることになるかと思ひます。いずれにしても、この直接支払い制度、農林事務所に聞きますと、これは継続するのが当然であろうと申しておられますので安心はしておりますが、いずれにしてもはっきりとまた5年間継続するとか、多少形は変わってもこうするというお話を伺うまでは心配ではございますが、いずれにしても日本の政治が早く落ちついて、しっかりした計画を立ててくれることが我々中山間地においては本当に大切なことであり、ちょっとしたことで我々の地域は右往左往するわけでございますので、また今後ともアンテナを立てながら、議員さんともども見守っていきたくて思ひますので、またひとつ御協力いただきますようお願いを申し上げます。

また、細かい数字については今、係の方から説明をさせます。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、資料ナンバー2がお手元の方にあると思ひますが、ことし2月にこのアンケート調査を行いました。これは既に農家の方へ結果は配付しておりますが、ここにいろいろとありますけれども、1番だけちょっとお答えしたいと思ひます。

現在、農業サポートの方へ65%、それから協定集落の方へ35%配分されておりますが、この配分割合について見直すべきであるかどうかという問いにつきまして、「見直すべきである」が29.3%、

「見直す必要はない」が59.9%、「その他」が7.4%、無回答が5.5%というような結果になっております。以下、それぞれの質問に対しての数字が出ておりますので、よろしく申し上げます。

それから、中山間の今後ですけれども、今、農水省の第三者機関で、中山間地域等総合対策検討会、それから農林水産省の中に設置しましたプロジェクトチームが今後のあり方を検討しておるといような新聞も出ております。8月上旬にはこの検討結果が出るという新聞も出ておりましたので、お知らせだけしておきます。以上です。

議長（安江 浩君）

再質問。

〔3番議員挙手〕

3番（今井保都君）

今、村長の方から大枠の説明をいただきました。東白川方式今、申しましたように10年間もこの制度をやってこられたわけですけれども、今の農業の状況を見ますと、本当に高齢化の中で個人の努力と地域の協力がなければ何もできないというか、本当に維持できないような状況になるかと思えます。そういう中で、先ほどから言いましたように農産物の価格が低迷している中で、農業所得も低下しております。できれば、中山間等直接支払い制度は、本来、個人の方へ入るお金を10年間村方式でやってこられたわけですけれども、この辺で、できれば農地の維持とか修繕とか、それからまた荒廃農地を防ぐためにも農家の方々は農業の所得だけではとてもこういうことはやっていけないというのが今の農業所得の現状ではないかと思えます。厳しいながらも少しでもこの制度を活用して農家の方が農業に対してもっとやりがいのある農業へもっていくべきではないかと個人的には思うわけでございます。ですので、東白川村方式をまた22年度以降、もしこの制度が実現できれば、またこの制度を引き続きやられるのか、もうちょっと改めて農家の方々も今の厳しい中でもう少し配慮をすべきなのか、その辺の村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

東白川村方式では農家へはお金が入らないわけで、ただ営農組合とか、各集落とかへは35%の一部が行くというのが東白川村方式であります。直接支払いということですので、これは初めの5年間はそうではなかったんですが、その次の5年間では、共同でやるところには100%補助金がありると、そうでないところには80%ということになっておりまして、東白川村方式は何ら支障なく100%ずうっといただいているというのがこの事業でございます。例えば、22年度からどのような事業になるのか、その辺のところももちろん大きく関係してくるわけで、全部共同でやりなさいと言われるのか、半分くらいは個人へ配付しないさいと言われるのか、それはわかりませんが、私の考えとしては、個人の方へお渡しして、果たして水路や農道が治していられるのかということを考えますときに、いろんな制度がありますので、それを駆使しながら、東白川村方式で農地を守っていくという、だから農地は個人の持ち物ではありますが、これは大切な国の財産でもあるわ

けで、これで農産物を生産する、これが国民の食料になるわけでありますので、そういう意味ではなるべくそのような方法をみんなで作るといふ、農地の修理、今度農地、水でもう今年3年目ですか、皆さんがこぞって直していただければ、個人所有なので自分でやりなさいということはないわけですので、このような方法をとっていくのが、特に高齢化した村の農地を維持するには大切ではないかと、もちろん国の方で直接支払いだから個人の方にも配分しなさいということになれば、その配分の率等、また御相談を申し上げて、継続していきたいと思っておりますので。いかにして農地を守っていくかというのをまず前面に出していきたいなと、こんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（安江 浩君）

再々質問。

〔3番議員挙手〕

3番（今井保都君）

わかりました。それで、今村長は東白川方式というものの重要性を強調してみえると思っております。万が一、この制度が国の制度から外れた場合は、県の御理解もいただいて、村単独といいますが、村単事業でもやっていくというような決意があるのか、その辺ももう一つ伺います。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

当然、補助金があるからやるという問題ではありませんので、農地が荒れたりするというのは当然村も大きな関心を持っておりますので、その一つが例の借り手の方へ補助金を出したということで、これは全くの村単でございますので、同じような考え方で今後、村を守っていきたく思っております。

議長（安江 浩君）

6番 安江祐策君。

〔6番 安江祐策君 一般質問〕

6番（安江祐策君）

それでは質問をいたします。

本村の基幹産業の一つである農林業は、現在大変厳しい状況にあります。

昨年来からの100年に1度と言われる経済不況、また景気の低迷により、その影響もあって木材の価格の低迷や農産物の安値、また村の農林業生産者にとっては大きなダメージとなり、このままでは村の農林業の方は衰退していくことが懸念されます。

ことしも4月の末には凍霜害による茶業農家、また園芸農家への被害も拡大し、景気の悪さも相まって生産農家の生産意欲が失われることばかりでございます。

そして、もう一つの問題は、少子・高齢化による農業経営者の高齢化であります。現在、村の農林業を支える人たちは恐らく60歳、70歳代の方が主体であると思われまふ。若い後継者がいない。

また、新しく農業・林業に従事する人たちは見当たりません。こうしたことを少しでも解決するために、私は今回質問として、現在県が実施している新規就農者受け入れ支援事業、少しでも農業に興味を持ちやる気のある人たちが農家での実践・体験・研修を研修生として受け入れていく。また、村独自の就農支援事業制度をつくり研修生を受け入れて、少しでも就農者をつくっていくことができないであろうかということを質問します。

そこで、まず県が現在実施している新規就農者受け入れ事業について少し説明させていただきます。

現在、岐阜県では七つの事業が実施されています。

まず一つ目、農業やる気発掘夜間ゼミ、二つ目、就農体験バスツアー、三つ目、帰農塾、四つ目、農業で再発見研修、五つ目、あすなる農業塾、六つ目、あすなる農業塾短期農業体験研修、七つ目、イチゴ新規就農者研修など現在行われていますが、また、全国でもこうした新規就農者を積極的に支援している先進県が、特に埼玉県、栃木県、岡山県、山形県など、事業数は岐阜県よりはるかに多く20近くあるようでございます。

岐阜県の実施している事業を紹介しましたが、県内の各市町村の独自の事業もあります。特に最近、対象にはありませんが、本村でも新規就農者定住促進奨励支援事業があります。これにつきましては、現在、大明神でトマト生産をしている方が対象であったかと思えます。

特に近隣町村では、お隣の白川町におきまして、何年か前から県の事業を、これは岐阜県指導農業士の農家へ農業経営の研修生として入られ、今現在、農業経営を行われている方が数名あります。

また、白川町では今年度から緊急雇用対策の一環として、白川町新規就農支援事業として研修生を募集されておられます。少し御説明申し上げますと、トマト農家、それから養鶏農家へそれぞれ3名募集するというので、受け入れ農家へは5万円、それから研修生につきましては10万円、これは月ごとでございますが、そうしたことを決めておられるようでございます。

そこで、本村におきましても、ぜひこうした村独自の支援事業を制定していただきまして、少しでも就農者をふやしていただきたいということを御提言申し上げます。特にこうした支援事業には、多少なりとも予算的な問題もかかわってまいりますけれども、どうかこの事業に対して村長の前向きな考えを伺いたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

安江祐策議員にお答えをいたします。

新規就農者受け入れ支援事業、大変よい試みであり、関心を持っております。東白川村へもことし1人入っていただきまして、水田農業をやっておっていただけます。当然、新規農業の補助金は出しております。今後もそのような事業を精査し、取り入れてまいりたいと思っております。

また、今回の一般質問は、特に農林業に関するものが多いようでございます。それだけ今、関心

があるのは、農業が危機に直面をしていると思っております。

先日岐阜新聞に、「大転換、働き方が変わる」という記事が載っておりました。「半農半X（エックス）」という働き方、自給自足程度の田畑を耕しながら、自分の天職を行う生き方であります。また、このほかに定年を迎えた方が、ふるさとの親の農地へ帰ってくるという方があるかもしれませんが、農業のやり方がわからない。これも新規農業者と変わりはありません。こういう方々に農業の研修を受けていただき、村民になっていただきたいと思っております。特に高齢者が多い本村の皆さんはほとんどが農林業のプロでございます。農業の先生には適任者ばかりであります。また、農産物の販売も6月1日からは越原の道の駅において、東白川産直を始めました。安心・安全な野菜の販売であります。高齢者中心で、なるべくたくさんの生産者から農産物を集め、特徴ある産直を目指す計画でございます。このような方法で高齢者の生きがいでなく、皆さんの農産物がお金に変わるなら成功であると考えております。村も支援をしております。議員の皆様初め地域の農業委員さん、そして住民の皆さんに御協力をいただきたいと思っております。今の議員の御質問のいろんな事業は、係の方で説明はいたしますが、村独自ということは、借り手に補助金を出すというようなこともその一つかと思いますが、そのような方法で村に合ったやり方で、予算を使うなら生きた使い方をしていきたいと、こんなふうを考えておりますので、またいろんな面で御指導をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、お手元の資料3があると思えますけれども、ここに今議員の言われたことが制度で出ていますので、詳しくは申しませんが、この2段目のところに白川町の新規就農者支援事業というのがあろうかと思えます。これが先ほど言われました今年度新しく始められた事業で、就農研修者を3名募集しまして、それに奨励金を研修生に月10万円、それから受け入れ農家に月5万円を支払うというものでございます。ですが、これはどうも聞きますと、5名応募があって、そのうち2名に決定したそうでございます。いずれもトマト農家の方へ研修に行かれるということで、1人は切井の方で、もともと切井に住んで見えてそこからトマト農家へ研修、それからもう1人は神奈川の方で、佐見の方ですかね、白川町内にアパートを借りて研修をされるというような方で2人あるわけです。一応研修は1年間ということですが、週5日ぐらいは農家へ行って勤めていただきたいと。トマトなんかは時期がありますけれども、一応1年間というような状況になってきております。人を選ぶということは非常に難しいようです。選考委員会を設置してとありますけれども、指導農業士やら、普及センター、それから農林事務所やらサポートセンター等をメンバーに入れまして人が決められるようではありますが、受け入れ農家側の方、それから研修する人のやる気のある方、両方がうまく合わないところがあるかと思えます。一応白川町の状況だけお知らせいたします。

議長（安江 浩君）

再質問。

〔 6 番議員挙手 〕

6 番（安江祐策君）

今、村長並びに課長の方から答弁をいただきましたが、今回、なぜこうした質問を出したかといえますと、実はこの4月から私も1人研修生を受け入れております。これは県の方の先ほども説明しました事業の中の、農業で夢再発見研修を可児の農業大学校の方で4ヵ月間済ませた方でありませけれども、そうした形で、これは普及所、またそういうようなところからの紹介がありまして受け入れさせてもらっておりますけれども、これは、あくまで県の事業の一環としてやっているわけですけれども、特に私はそうしたことを考えて見ますと、先ほど村長からの答弁にもありましたように、村内といいますが、村独自のそうしたものを立ち上げていただいて、今、課長の方からも白川町の例も話していただきましたけれども、村独自のこうした制度を立ち上げていただいて、2名から3名ぐらいは毎年、これは別にトマトにかかわらず、農業すべて水稻、それから茶業、畜産、そうしたすべての職種が対象になるかと思えますけれども、そうしたところへ少しでもやる気のある方を受け入れていただいて、できればこの村の中で、先ほど村長からの答弁にもありましたように、1人でも多くの方に就農していただけることを望むわけで、先ほどもこの件の中にも一つありました帰農塾、これは特に退職された方がまた自分のふるさと、ないし実家が農林業であって、農業を第2の人生として再度農業を始めるといふ方の塾でございますけれども、そうした方を対象として募集されて、恐らくこれは村の方から今月各集落へ回覧板として多分回っていると思えますけれども、そうしたパンフレットが村の方からそれぞれ回ってきておりますので、回覧として各農家へ回ると思えますけれども、そうしたことも含めて少しでも前向きな方向で考えていただきたいと思えます。先ほど村長も言われましたけれども、特に受け入れる農家、東白川でも指導農業士もおりますし、それから、特に認定農業者が20名近くありますし、そういったところをまず主体として御検討もいただきたいし、あとは研修生の選考ももちろん大事ですけれども、まず宿泊するところも問題になってきますし、そうしたこともいろいろと問題点はあるかと思えますけれども、前向きに御検討をお願いしたいと思います。以上です。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

私ども、議員が受け入れておられることを初めてお聞きをいたしました。また今後、検討してこの村に合ったやり方で支援をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（安江 浩君）

2 番 服田順次君。

〔 2 番 服田順次君 一般質問 〕

2 番（服田順次君）

最後になりました。5番目の一般質問に入りたいと思えます。

本日は、商工会の女性部の皆さん方には長時間にわたって傍聴ありがとうございます。最後に商工会に関連するような一般質問をさせていただきたいと思っております。

アメリカから始まりました不況の波、今、世界じゅう、また日本じゅうに及んでおり、我が国においても影響が大なるところがあり、東白川村においてももちろんでございます。そうした中、国は20年度の1次補正、2次補正、そして21年度の当初予算、そして2次補正に対応されて、小さなこうした村が少しでも元気になろうと今していると思っております。こうした中でありますけれども、今年度商工会を通じて地域産業活性化対策として、商工部会の皆さんが中心になって企画されました東白川村商品券の発行、村も21年度予算の中からわずかではありますけれども、予算計上をさせていただきました。こうした事業は、ほかの市町村でも地域振興券としてそれぞれ地域の活性化のために行っている事業でございます。私はこの企画はほかの町村と比べますと、プレミアム券をつけて加盟店から利用商品券に対する一部を村の社会福祉に寄与する、そして貢献するという崇高な理念もありまして、村においてほかの地域との違いを考えられ、大変いいことであると思っております。しかし、本村においては、御存じのようにこうした商品券を消費する場が非常に少ないのではないかなというふうに、私は思っております。

そこで、村長にこうした商業の現状についてどう考えておられるか、また今後、商業の消費拡大に何らかの形で村の行政がかかわるようなお考えがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

服田議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘の地域産業活性化事業は、前々から商工会で検討をされていた事業でございます。慎重に計画が立案され6月28日から開始をされます。村内での使用が限定されております。村もプレミアムに補助をしております。皆様に御協力をいただいて活用をしていただきたいと思いますと思っております。好評ならば今後2回、3回とやったらどうかなと思っております。特に議員御指摘の商品券を使う場所というのはちょっと少ないのではないかとございまして、多い方がいいわけですが、村民の皆さんがお望みの商品がないという場合もあろうかと思っておりますので、特に女性部の皆様方が先にこれを買おうかなと、商品を考えてからプレミアム券を買っていただきたいと思っております。宣伝をさせていただけるなら、村が補助金を出しております生ごみの処理機、ぜひこれをお求めいただいて生ごみを減らしていただきたいと思っております。特にイノシシの電気牧柵などもいかがでしょうか。ぜひ村内の皆様方、そのような面で商品券をお使いいただきたいと思っております。

それから、商業の活性化というか、商品券が使えるような場所をもっとふやしたらどうかということですが、村としては一生懸命第三セクターあたりでやっておりますが、まだまだ商店によっては、いまひとつきついなところもあるようでございまして、それにどのような肩入れをするかということも、これはひとつきょうお見えの商工会女性部の方々の知恵を拝見しないと

いけないと思っておりますので、今後御指導をいただきたいと思えます。村として何かの店舗をつくるというような考えは今のところありませんが、新世紀工房とか、ふるさと企画等々で一生懸命売っておりますので買っていただきたいし、山林の道具等は森林組合・農協等せいぜい御利用いただいてこのプレミアム券をぜひ御活用をいただきたいと思えますので、今後ともよろしく願いをいたします。

議長（安江 浩君）

再質問。

〔 2 番議員挙手 〕

2 番（服田順次君）

それでは、再質問させていただきます。

今、村長がお答えになりましたように、この件につきましては、好評であればもっと出しますというようなお話をいただきました。御存じのように、ここに参考資料がありますように「つちのこ商品券」という形で出され、28日に発行ということでございまして、これは全部が売れますと1,400万ぐらいの経済効果があるというふうに伺っております。その中で、一般質問を先ほどまで4名の方がされたわけですが、確かに農業・林業、一次産業についての部分は、非常に僕が議員になってからもたくさんあったわけでございますけれども、二次、三次産業、特に商工会関係のことについてはなかなか質問がしにくいという部分もあります。また、東白川村としてはそうした生活の基盤整備という点では、消費の場についての補助とか整備とかということはなかなかやりにくいと思えます。その中で、確かにイベント事業、そして商工会でいいますと、例えば夏はドリーム感謝抽せん券とか、それから冬は年末感謝抽せん券とか、そうしたものをいろいろ検討しながら商工会の皆様方が知恵を出してみえるところでございます。そうした非常に努力されているその部分に対して商工会を通じてでいいですので、何とかそうした部分に今後とも村としての援助事業というものを考えられてはいかかなあというふうに思っております。その辺のところでもしあればお答えいただきたいなと思えます。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

その件につきましては、些少ではございますが今までも補助金等を出してはおりますが、今後はもう少し工夫したいと。商工会事業そのものの御相談も時々受けておりますので、今後そういう面で支援をしていくつもりでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

先ほど、まだ何かプレミアム券のことについて、資料が出ているので、少し説明をいたします。

議長（安江 浩君）

産業建設課長。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、お手元に資料がありますけれども、きょうの新聞の折り込みにまたこういう商品券の

チラシが入ったと思います。後ろには加盟店が出ております。この資料には50事業所となっており、すけれども、現在51事業所が協力店になっていただいております。5月28日にこの「つちのこ会」が設立されまして、6月28日に発行の運びとなっておりまして、下の方にプレミアム商品券のことが書いてあります。商品券11枚を1万円で販売すると、1,400セットを販売されます。1人当たりの制限が1人3セットまでということになってきております。28日の日曜日の9時半から3時半まで、越原ですと道の駅、それから神戸ですと商工会、五加ですと白川茶屋さんで販売されます。当日売れ残った場合は商工会の方で販売するというので、通常の券につきましては、それぞれここに書いてあるお店屋さんの方で販売されますので、よろしく申し上げます。

それから、このシステムの流れにつきましては、ここの裏面に少し出ておりますけれども、このような形になってきます。手数料2%につきましてはお店の負担ということになりますけれども、その分については社会福祉等への寄附をしていただくというような、よそにない商品券になっていきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（安江 浩君）

再々質問。

〔2番議員挙手〕

2番（服田順次君）

今、つちのこ商品券の御説明をいただきまして、ありがとうございました。これもCATVで6月に入って常時ある程度流れているというふうになっております。見ておりますけれども、そうした中で先ほどおっしゃったとおり、村の方もということでございますので、できるだけ行政の方、担当課長と担当係長、その辺が常時商工会との連絡を密にいただきながら、今後一層の行政指導をお願いし、期待しているところでありますので、よろしくお願ひを申し上げて、一般質問を終わりたいと思ひます。

議長（安江 浩君）

ここで暫時休憩とします。

本日は、商工会女性部の皆さん方に傍聴いただきまして、ありがとうございました。長時間にわたって傍聴をしていただいたわけですが、議員の一般質問を全員聞いていただき、そして皆様方の代表として、皆様方の考え、心を行政に伝えながら、本村の発展に尽くしていると、そういった意味でのところを見ていただきまして、今後また議員に対して御提言等をいただけましたらありがたいと思ひます。

議員の皆さんにはここで暫時休憩をとりまして、午後1時から再開いたしますので、ちょっと長時間になりますが、よろしくお願ひします。

午前11時22分 休憩

午後1時01分 再開

議長（安江 浩君）

会議を再開します。

議案第49号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第7、議案第49号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第49号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。

平成21年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,179万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年6月22日提出、東白川村長。

2ページの第1表歳入歳出予算補正並びに説明資料5ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます。6ページの2の歳入から説明します。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額34万4,000円追加、説明欄にありますように、事業運営円滑化事業補助金、これは障害者のシステム関係の保守料に相当する部分ですが、国庫支出金でございます。

それから、新事業移行のところの補助金につきましては施設基準の変更によるもので、これは新規でございます。

それから、その下の安定化事業は、障害者自立支援に係るものということでございます。

8目の土木費の国庫補助金につきましては、補正額4万5,000円追加、木造住宅の耐震診断補助金でございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額11万円の追加、これも国庫と同じように新規事業移行の関係の県補助金と事業運営安定化事業の補助金というものでございます。

8目土木費県補助金、補正額8,000円の減額、これは木造住宅の耐震診断補助金の減でございます。

18款1項1目繰越金、補正額149万3,000円追加、前年度の繰越金です。

7ページの方へ行きますと、3歳出、2款1項1目総務の一般管理費、補正額2万6,000円追加。これにつきましては、職員募集に関する県町村会への負担金で2万6,000円でございます。

5目財産管理費、補正額8万4,000円の減額でございます。説明欄にありますように、昨年9月に小・中学校の方につけましたフィルタリングソフトのライセンス料の分が追加でございます。

それから、県域統合型GISの利用負担金につきましては、平成18年から20年までの3年間、県の振興協会の方で持つということで、ことし予算化をしておったわけですが、この県の振興

協会の方の補助金ももう1年延長になったということで、ここは減額で、差し引きで8万4,000円の減額というものでございます。

10目地域情報化事業費、補正額4万8,000円追加、これはCATVの商業用レコードの2次使用料ということで、年額5,250円の2団体分の3年間分というものでございます。また、CATVの徴収料の償還金のところでは、既設利用者3ヵ月利用の分ですけれども、届け出等の関係で7ヵ月余分にいただいてしまったということで、今回還付するものでございます。

3款1項3目保健福祉費、補正額17万3,000円追加、保健福祉費一般のところでは、ひかりの家事業委託料が9,000円の追加。それから、障害者自立支援事業の前年度の精算返還金が7万9,000円というものでございます。

それから、新事業移行促進事業の補助金につきましては、可茂学園の入所者2名分の施設規準の変更による追加でございます。

通所サービス利用促進事業につきましては、法改正によって白竹通所者の1年分の利用促進の事業負担金ということで6万3,000円でございます。

6款1項3目農業振興費、補正額40万円追加、これにつきましては、耕作放棄地対策事業の借り手への奨励金の一反歩1万円、5年間というものですが、当初に100万円見ましたが、面積の増加によりまして今回40万円追加補正をさせていただくものでございます。

5目山村振興事業費、補正額34万8,000円追加、説明欄にあります山村振興事業費の備品の修繕につきましては、オートキャンプ場の水道の滅菌装置の修繕というものでございますし、その下の子ども農山漁村交流プロジェクト事業につきましては、民泊家屋16軒40人の体制が設立できましたので、その活動費の補助としまして、今回19万8,000円の予算計上をしたものでございます。

9ページの方に行きまして、8款1項1目土木総務費、補正額5万円追加、これにつきましては、木造住宅の耐震診断の委託料とそれから個人負担の無料化に伴う組み替えによりまして、差し引きで5万円の追加というものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額21万円追加、これにつきましては、ふるさと橋の照明の修繕に係るもので21万円でございます。

それから10ページに行きまして、10款2項1目学校管理費、補正額38万7,000円追加、これにつきましては、スクールバスのタイヤ交換用のコンプレッサー等が30年ほど経過しまして、更新したいというものでございます。

10款4項2目公民館費、補正額42万6,000円追加、これにつきましては、はなのき会館の浄化槽ブローワー1基の修繕というものでございます。以上です。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

1 番（安江利英君）

8 ページ、今言われました耕作放棄地の対策費が40万、今回補正を組まれているわけですが、この前どれだけ来ていると言ったら、12万九千何平米で13町歩ぐらいのことなので、30万ということは10万また余分に見てあるということだろうと思いますし、先ほど一般質問でも質問しまして、地目の関係のところですが、きょうここで言うておくかどうか、全協の方で言おうと思いましたが、本会議で1回詰めておいた方がいいと思って質問しますが、現状が茶畑で、地目が山林、昔の関係でそうなおところがあるそうです。現状はすばらしい茶畑ですので、地目が違うだけで補助金が出ないというのはおかしいわけですよ。要するに、農地荒廃でどちらかで税金も払っておられるはずですので、その辺やはり考慮してやらないと、その分はまだ荒れてもいいかとか、みんなもらっているのにと不公平感が出てきて仕方がないような気がするんですが、この10万円は多分それじゃないと思いますけれども、ちょっとその辺どうなっているか、お伺いしたいと思います。

議長（安江 浩君）

産業建設課長。

産業建設課長（松岡安幸君）

まず前回の総務委員会の際に、128万9,000円ぐらいということでお知らせしました。それから、19日までに8万5,000円ほど出てきております。あとこれからまだ2万5,000円ぐらい出てくるのではないかという見込みも入れまして、総額で140万、今度で40万の補正をお願いするものでございます。そうすると、まだこれよりふえてくる可能性があると思います。

それから、今言われました地目が山林、現況がお茶畑というところは一応現況申請ということでございますので、現在茶畑になっておれば対象になるというように思っておりますけれども、後から詳しい内容をお伺いしまして御返答したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3 番 今井保都君。

3 番（今井保都君）

先ほど村長のあいさつの中で、職員の募集のことで、2名のところ1名しか採用がなかったということで、ある程度年齢とか学歴とか、いろいろ勘案しながらまた募集をかけるというふうにおっしゃいました。雇用が今不安定の中で、どうしても定年の退職を補充する意味で、年度がわりの採用という一つの形になっておりますけれども、もう少しその辺を、職員の方も役場に入られてもすぐ第一線で活躍というのもまた難しいので、ある程度予備期間ということも必要ではないかと思ひますし、その中で、その辺の学歴とか年齢はある程度勘案されるということですが、採用の時期についても今の時代を反映して、少し頭へ入れて勘案をされたら、職員の募集ももう少し広い意味で窓口が広がるかなと思ひますが、その辺、どうでしょうか。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

今回の職員募集は、正規の職員で長年勤めていただく方を来年の3月の卒業生までを含めた募集で、そして県下一円の職員募集の試験を受けていただいて、そして、もちろん私たちも面接をいたしますが、そういうふうにして大体ぎりぎり20代の方くらいに絞って、これは職員の年齢差が、若いところのごそつと抜けてしまうということで募集をする目的でありますので、きょうの雇用対策とはちょっと切り離して考えていただきたいと思います。今、政府の方で雇用対策としてやっているのは、うちでも約1,000万近くのを森林組合とか、方々でお仕事はしていただいておりますが、この職員の募集はちょっと意味合いが違いますので、どうか御理解をいただきたいと思ます。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第8、議案第50号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

提出者、4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

議案第50号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について。右の議案を別

紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成21年6月22日提出、提出者、安倍徹、賛成者、服田順次、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 安江浩様。

次のページへお願いいたします。

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書。

平成20年1月12日に制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下特措法という）により、裁判所においてカルテ、投薬証明などによって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。

しかし、C型肝炎は、感染してから発症するまでに10年以上経過する例が多いにもかかわらず、カルテの保存義務は5年であるため、カルテによる証明が難しく特措法による救済の対象から外されかねない状況にある。また、ウイルス性肝炎患者は、進行する病状やインターフェロンの副作用などによる苦痛、高額な治療費の負担や生活に苦しみ、国の責任による一層の救済を求めている。

よって、東白川村議会は、国の責任において、これらの患者を救済するための下記の事項について速やかに必要な措置を講じられることを強く要望する。

記1．カルテがないC型肝炎患者についても、手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明等も幅広く考慮することにより、「特措法」の適用による救済を図ること。

2．ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度及びインターフェロン治療費補助の拡充を図ること。

3．ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と、肝炎治療法・治療薬の開発促進及び相談支援の強化を図ること。

4．薬害再発防止策の構築を図ること。

5．総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年6月22日、東白川村議会議長 安江浩。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて。

以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 薬害C型肝炎・ウイルス型肝炎患者の救済に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 薬害C型肝炎・ウイルス型肝炎患者の救済に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

議長（安江 浩君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

閉会中の継続調査申し出書について説明いたします。

平成21年6月22日、東白川村議会議長 安江浩様。議会運営委員会委員長 安倍徹。

閉会中の継続調査申し出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1．会期及び会期延長の取り扱いについて。2．会期中における会議日程について。3．議事日程について。4．一般質問の取り扱いについて。5．その他議会運営上必要と認められる事項について。6．議長の諮問事項に関する調査について。以上でございます。

議長（安江 浩君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出書の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（安江 浩君）

本定例会に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成21年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員